

## 議案第3号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正  
について

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根  
沢町条例第3号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の概要  
について

1 改正理由

人事院規則の改正により育児参加のための休暇の対象期間が拡大されたことに伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、職員の育児参加のための休暇の対象期間を、次のとおり拡大します。(別表第1)

(改正前) 妻の出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日まで

(改正後) 妻の出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日まで

3 施行日

令和4年10月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
休暇の原因	休暇を与える期間	休暇の原因	休暇を与える期間
(略)	(略)	(略)	(略)
15 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間	15 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する